

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百三十三号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

さいたま市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量、用地測量）

### 三 作業地域

さいたま市西区宮前町地内

### 四 作業期間

平成二十八年九月十二日から平成二十八年十二月二十二日まで